

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 一 號 第 二 十 六 卷

昭和三年一月一日發行

特 別 號

法人に關する重複課税の問題 法學博士 神戶 正雄

ハイデッガーの關心論 文學博士 米田庄太郎

動物界の道德 理學士 川村多實二

長崎貿易に於ける銅及銀の支那輸出に就いて 文學博士 矢野 仁一

型について 法學士 恒藤 恭

アダム「富國民論」の研究對象并に方法の基本的考察 法學士 石川 興二

奧羽諸藩における赤子養育仕法 經濟學博士 本庄榮治郎

自作農地の創設及維持 法學博士 河田 嗣郎

專賣類似の仕法に基百姓一揆 經濟學士 黑 正 巖

長崎貿易に於ける銅及び銀の支那輸出に就いて

矢野 仁 一

一

寛永十四年

西曆一六三七年
明の崇禎十年幕府が銅輸出禁止の法令を發布するに至りしことは、オスカ¹⁾・ナホ

ッドが其の著十七世紀間和蘭東印度會社の對日本關係に於て、ヴァレンティ²⁾ンを引用して述べて居る所である。銅は日本に於て金よりも先きに、又銅よりも先きに輸出を禁せらるゝに至つたのである。ケムプフェ³⁾ルにも銅の輸出は西曆一六三七年以來禁止されたと云ふことが述べてある。

ナホッドは西曆一六三七年に銅の輸出が禁止されたのは、補助貨幣の缺乏を補救する爲めであつたらしい様に考へて居る。西曆一六三七年に銅の輸出が禁止されたと云ふことは、それより以前の時代に於て銅が輸出されて居たと云ふこと、さうして其の結果銅の缺乏が感せらるゝに至つたことこの證據ではあるが、然し其の缺乏が感せらるゝに至つたのは、正徳以後の時代の様に、それが外國に輸出さるゝ爲め、「國々の銅山が掘り盡され」、¹⁾「國に骨がなくなる」²⁾「廢れがある」と云ふ様な懸念からであるかと思ふに、私はさうではない様に考へる。却つて當時日本に於ては猶ほ銅

- 1) Oskar Nachod, Die Beziehungen der niederländischen ostindischen Kompagnie zu Japan in 17ten Jahrhundert, Leipzig, 1897, s. 340.
- 2) François Valentiyn, Oud en Nieuw Oost Indien, verhaltende een naaukeurige en uitvoerige verhandlinge van Nederlands &c., s. 78.
- 3) Engelbert Kaempfer, The History of Japan, vol. II, p. 223.

の採掘高が少かつた爲め、其の輸出に依つて容易に市場に流通せる銅の缺乏が感ぜられたに過ぎない様に考へる。此の後寛文八年にも銅の輸出は禁せられたのであるが、それすら翌年には禁を解かれたのである。

寛永十四年日本に於て最初に銅の輸出が禁せらるゝに至りし時より以前に於て、如何程の銅は海外に輸出されたか。此の時代和蘭に輸出されし棹銅に就いて、ナホツドは次ぎの如き數を表示して居る。

西曆	元和	斤量(ピコル)	(斤)	價格(每ピコル單位兩)	(單位)
一六二一年	明の天啓元年	一一六	(一一、六〇〇)	一〇	(二〇〇)
一六二二年	明の天啓二年	九七二・〇三	(九七、二〇三)	一〇及一一	(二〇〇及一一八)
一六二三年	明の天啓三年	一九七・〇	(一九、七〇〇)	一五・五	(二五五)
一六二四年	明の天啓四年	?	?	?	?
一六二五年	明の天啓五年	?	?	?	?
一六二六年	明の天啓六年	?	?	?	?
一六二七年	明の天啓七年	?	?	?	?
一六二八年	明の崇禎元年	?	?	?	?
一六三二年	明の崇禎五年	?	?	?	?
一六三三年	明の崇禎六年	?	?	?	?

此の五年間貿易閉止

同 一六三四年	寬永十一年	四、八八六・三四	(四八八、六三四)	八・三	(八三)
同 一六三五年	明の崇禎七年	五、七九〇・六九	(五七九、〇六九)	八・五	九・五 一〇〇
同 一六三六年	明の崇禎八年	六、九八八・四七	(六九八、八四七)	九・五 一〇	九五 一〇〇
同 一六三七年	寬永十四年	二、八八三・九五	(二八八、三九五)	八・五	九 一二 八五 九〇 一二〇
	明の崇禎十年				

當時支那に輸出されし銅は如何程であつたか、數の徴すべきものはないが、明の時代に於て日本の支那渡航船が銅を積載したことは、日本側の史料では尋尊僧正の大乗院日記目錄、大乗院寺社雜事記、天與清啓の戊子入明記、允澎入唐記、支那側の史料では兪汝楫の禮部志稿などに依つて知ることが出来る。

續文献通考に、明の萬曆四年

天正四年
四曆一五七六年

三月の雲南巡按郭廷梧の上奏文が見えて居るが、そ

れに雲南には銅が産するのに、それで鑄錢を行はずして、却つて重價を出して遠く海に購ふと云ふことは、孰れが利、孰れが害であるかと云ふことは問ふまでもないことであると述べてある。

當時日本の支那渡航船が銅を積載して支那に渡つたのみならず、支那の商船も亦日本の銅を買入る、爲め日本に渡航するものありしは明かである。郭廷梧の上奏の結果、一時雲南に於て鑄錢局は開かれたが、萬曆八年天正八年
西曆一五八〇年になつて、雲南では錢を用ゐないから鑄造の必要がないと云ふので閉鎖され、雲南現存の錢は貴州に搬運さるゝに至つた。雲南の鑄錢局は雲南で錢を用ゐ

ないと云ふ理由で閉鎖されたとしても、他の諸省に於ては錢を用ひて居た筈で、現に雲南にあつた錢を貴州に搬運したと云ふことでも、貴州で錢を用ひて居たことは分かる。銅を産する雲南ですら、萬曆四年までは重價を出して態々遠路日本銅を購つて居たのである。銅を産せざる他の諸省に於て重價を出して日本銅を購ふ爲めに日本に渡航するものありしことは想像される。

ナホッドは、日本に於て西曆一六三七年に銅輸出禁止の法令が發布せられしことに就いて、當時和蘭の輸出は主として銀より成り、其の利益頗る多く、それに支那の貨物を買入るゝ爲め銀は非常に必要なりしも、銅は猶ほ未だ和蘭人に對して重大なる役割を演ずるに至らざりし故、かう云ふ法令が發布されたからと言つて、和蘭人はそれ程の影響を感じなかつたと言ひ、西曆一六四六年^{正保三年}三月十三日和蘭人に對し銅輸出禁止が解かれた時でも、銅が和蘭の輸出貿易に於て重大なる役目を演ずるに至りしは漸く此より後のことがあるから、銅輸出禁止が解かれたと言つて和蘭人に取つてたいしたことではなかつたと述べて居る。

私は寛永十四年以前に於て支那人に依つて輸出されし銅は相當の高に上つたではないかと考へる。それは寛永十四年の銅輸出禁止の重要な原因でなかつたとしても、多少の原因を爲して居らなかつたであらうか。私は寛永十四年の銅輸出禁止は和蘭人に格別の影響がなかつたとしても、支那人には相當の影響はあつたではないかと考へる。

茲に一つ不思議なことは、寛政二年豫州銅山師泉屋吉次郎由緒書に、「寛永十五戊寅年、私先祖吉左衛門御當地に參上、異國人の銅直賣之儀御訴訟申上候處、於御評定所、松平伊豆守様、阿部豊後守様御出座にて、如先例異國人の銅賣渡候儀御赦免被成下、其後相續銅賣渡來候事」と言つてあることである。銅輸出禁止令の翌年寛永十五年に住友吉左衛門が外國人に銅を直賣することを許されたと云ふことは、如何に解釋すべきものであらうか。或は寛永十四年の銅禁止は支那などに對して行はれなかつた證據となるものかも知れぬ。

二

正保三年 西曆一六四六年 清の順治三年 銅輸出の禁が解かれたことは、又ナホッドNaehodにヴァレンタインを引用して述べてある所である。何故に此の年に銅輸出の禁は解かるゝに至つたか。

私はこれに就いて、支那の順治二年

正保二年 西曆一六四五年

から康熙三十八年

元祿十二年 西曆一六九九年

まで北京の鑄

錢局 戸部寶泉局 工部寶源局

に於て銅錢鑄造に用ゐた料銅は二百二十四萬六千六七百斤で、江蘇、江西、安徽、

浙江等にある六個所の税關で、各監督は臨時商人を招いて、日本に赴きそれだけの銅を購はしめて居た事實を回顧することを禁するを得ない。此等の支那商人が日本に於て銅を买入るゝ爲めの銀は各税關の税銀内で支辨されたのである。當時洋銀即ち日本銅を採買すると共に雲南からも銅を採買したと云ふ説 雍正二年江蘇巡撫何天培の奏 もあるが、當時雲南の銅は猶ほ産出するに至らなかつたから、

4) 通航一覽卷百十八、國書刊行會本三百八頁

5) Oskar Nachod, ibid, s. 317. (Valentiyn, Tageregister Desina, s. 87.)

主として洋銅即ち日本銅を採買したことは明かである。正保四年即ち順治四年までは幾艘の支那貿易船が長崎に來たか、日本の記録では明かでないが、順治二年即ち正保二年から支那に於て既に洋銅即ち日本銅を採辦して居ることは支那の正確なる配録に見はれて居る。洋銅は日本銅の意味であることは、皇朝文献通考に「洋銅を採買するに例として東洋日本に往く、康熙二十二年（天和三年）に海關は設立されたが、是時には洋銅は己に支那内地に流通して居た」と云ふ記事が見えて居るにて知ることが出来る。

正保三年即ち順治三年に日本に於て銅輸出の禁が解かれたことは、支那に於て順治二年から日本銅を採辦することになつた事實と何等かの關係があるのでなからうか。

三

寛文八年西曆一六六八年 癸卯 七年幕府が支那人和蘭人に對し特殊貨物の輸入を禁するに至りし時、また特殊貨物の輸出を禁じたのであるが、此の時に銅も銀と同様此の輸出禁制品中に加へられた。

長崎古今集覽に引用せる長崎鑑の

絹 綿 織物 縲綿 布類 麻 銅是は御訴訟申上 前々之通御免 油酒此二色は船中にて 遺候分は不苦由

と云ふ記事は此の年に關するものであることは明かで、それには銅が擧げてある。

通航一覽に引用せる令條留、大成令、憲教類典などに、

6) 皇朝文献通考卷十七
 7) 長崎古今集覽卷十三、異國の御停止物之事
 8) 通航一覽卷百五十五、國書刊行會本二百六十八頁

寛文八年三月八日

一絹袖木綿織物類 一真綿くり綿 一麻布染物之類 一蠟燭銅之類 一漆之類 一醬油 但、此二色者船中のため、少しづつ持歸候分不苦候
右之分、當年より異國に不被遣様に、急致可被申付候、是又長崎奉行入河野權右衛門に、御老中右之書付を以被仰渡候、
右之通、松平甚三郎阿蘭陀通詞に申渡之

と見えて居る。銅は和蘭ばかりでなく、支那に對しても、同様に異國として「不被遣様」に「仰渡」されたことは明かである。

通航一覽⁹⁾の貨物賣買停止の條に引用せる延寶長崎記、長崎記、長崎覺書に、此の時の輸出禁制品を列擧してあるが、不思議に銅は見えない。然し其の歲額船隻并金銀銅錢の條に引用せる長崎覺書に、

寛文八戊申年、異國に銅渡候儀御停止之節、被相伺候處、古錢は前々之通賣渡候様に、以書付被仰渡候、萬治三年より貞享元年迄二十五年之間、唐人阿蘭人とも買渡、翌¹⁰⁾丑年、貞享二年より跳不申候

と見え、又同書に引用せる談海集、玉露叢、萬天日録に、

寛文八年五月七日に、是を仰出さるる異國へ銅渡の義、當年ばかりこれをつかわすべきものなり

と見えて居る。又寛政二年の豫州銅山師泉屋吉次郎由緒書¹¹⁾にも

寛文八戊申年三月、異國人に諸商賣物御停止被仰付、其節も銅商賣之儀は、數代家業之儀に御座候故、先祖吉左衛門出府仕、四月廿二日御評定所に奉願上候所、五月六日被召出被仰渡候は、猥々間敷商賣も可仕歟と被爲思召上、御停止被爲仰付候得共、銅之義は、數代無怠商賣勤來候御趣を以、奉蒙御救免候、其節新規念を以、一人にても銅商賣取立候儀堅仕間敷旨、大坂

9) 通航一覽卷百五十五、國書刊行會本二百六十七頁、二百六十八頁

10) 通航一覽卷百五十八、國書刊行會本三百四頁

11) 通航一覽卷百五十八、國書刊行會本三百八頁

町御奉行石丸石見守様、長崎御奉行松平甚三郎様にも被爲仰進候事

と見えて居る。

寛文八年西曆一六六八年
康熙七年の銅輸出禁止は幕府に於て重要視しなかつた様で、既に住友吉左衛門の

訴訟に對し、「狠ヶ間敷商賣も可仕歟と被爲思召上、御停止被爲仰付候得共、銅之義は、數代無
意商賣動來候御趣を以」て御赦免を蒙つて居るのである。長崎鑑に、銅に就いて「御訴訟申上前
々之通御免」と註記してあるのはかうした譯によるものであらう。ケムプフェルは西曆一六四一年

寛永十八年
明の崇禎十四年

後の或る年に和蘭人は、同一六三七年以來輸出を禁せられた銅を交易し、又之に依

つて和蘭の輸入貨物の支拂の一部を受けたきを請願し、幕府の嘉許を蒙つたことを述べ、然
し其の代りに將來銀の輸出を禁せらるるに至つたと言つて居る。銀の輸出が禁せられしは寛文八
年(西曆一六六八年)で、銅輸出の禁が解かれたのは、正保三年(西曆一六四六年)であるが、寛文
八年にも銅が銀と共に輸出を禁せられしことあり、僅かに一時にして銅の輸出だけは禁を解かれ
たのであるから、ケムプフェルが和蘭人の請願が嘉許されたと言つて居るのは、正保三年の時の
ことでなく、寛文八年の時のことであるかも知れぬ。正保三年即ち西曆一六四六年には銅は未だ
和禁關が是非輸出しなければならぬ程重要な貨物になつて居なかつた。それに反して銀の輸出が
禁せられし西曆一六六八年頃には和蘭人は日本の銅を輸出して九十プロセントから九十五プロセ

ントまでの巨利を得つゝあつた。それに當時銀は僅かに四プロセント程の利益があるに過ぎなかつたから、和蘭人は銀の輸出が禁ぜられても銅の輸出が許されるればよいと言つて、喜んで此の幕府の命令に服従したと云ふことである。

さうすると、寛文八年に銅輸出の禁が解かれたのは、住友吉左衛門等銅商人の訴訟ばかりでなく、和蘭人の訴訟の爲めでもあつたことになるのである。ナホツドに西暦一六六八年の輸出禁止は銅にも及んだが、銅に對しては、既に其の翌年に於てそれが解除され、實際に銅輸出は中断されずに繼續し、此の西暦一六六八年にも和蘭人は九十萬斤(九千ピコル)を積出すことが出来たと言つてある。

和蘭人の銅輸出高は西暦一六五六年明曆二年 順治十三年から急激に増加し、それまでは三十萬斤(三千ピコル)、から四十餘萬斤(四千餘ピコル)に止まつたが、此の年約九十萬斤(九千ピコル)となり、

翌西暦一六五七年明曆三年 順治十四年には百四十餘萬斤(二萬四千餘ピコル)となり、其の後三年は百二十

餘萬斤、八十餘萬斤、百十餘萬斤で、西暦一六六一年寛文元年 順治十八年には百五十餘萬斤、同一六六二年

寛文二年 康熙元年には百八十六萬斤、其の翌年は百五十餘萬斤、同一六六四年寛文四年 康熙三年には二百四十餘萬斤に

達し、其の後五年間は、同一六六六年寛文六年 康熙五年の約百二十六萬斤を除けば、多い年で九十六萬斤、少い年は四十萬斤で、同一六七〇年寛文十年 康熙九年に至つて二百二十六萬餘斤となり、其の後は少い年で

12) Engelbert Kaempfer, *ibid*, II, p. 223.

13) Oskar Nachod, *ibid*, s. 358.

も百萬斤を下らず、同一六八〇年、延寶八年 康熙十九年同一六八二年天和二年 康熙二十一年には各々二百五十萬斤と云ふレコードを示すに至つた。此のレコードは同一六九八年元祿十一年 康熙三十七年の約二百九十四萬斤と云ふ最高レコードの外には超加されしことはない。概観すると西曆一六七〇年前後から増加の趨勢になつて居る。これは寛文八年西曆一六六八年 康熙七年の銀輸出禁止、同十二年西曆一六七二年 康熙十一年の和蘭に對する銀輸出禁止確定に關係があることは想像される。

ミュンスタル¹⁰⁾ベルヒに銅は西曆一六七二年銀輸出禁止後金と共に最も重要な輸出品であり、殊に西曆一六九六年元祿九年 康熙三十五年貨幣の改鑄品質低下の結果、金貨の商賣は不可能となつた爲め、銅は決選的交換貨となり、輸入は銅に對して交換することを得るだけの高に限定さるゝこととなつたと述べてある。

四

當時支那船に依つて輸出されし銅の分量は如何程であつたかは分からのぬが、前述の如く、正保二年西曆一六四五年 順治二年から元祿十二年西曆一六九九年 康熙三十八年まで、支那商人は毎年二百二十四萬六千六百斤の銅を採辦する爲め日本に來航したことは支那の記録に見えて居るのである。寛文八年西曆一六六八年 康熙七年銀の輸出が禁せられてから、銅の輸出が増加したことも和蘭の例に依つて想像される。

寛文十二年西曆一六七二年 康熙十一年は市法貨物商賣法の始まつた年で、支那に對しては和蘭に反して銀の

輸出は許されたのであるが、それだけ金の輸出はなくなり、かたがた銅の輸出は多くなつた様である。

崎陽群談¹⁵⁾に

右入札商賣の内猶又金銀多く相渡不申候様にと度々老中於列座被仰渡候付、其趣を以追々申付候處、唐人共銅を好み候て買調候故、年々に銅高多く相渡し來り、夫に應じ金銀の渡高減し來り候、然れども銅にて商賣仕候と申義にては無之、銀子にて商賣候上、其銀にて唐人勝手次第銅を買戻り候と申筋にて銅相渡候事

と見えて居る。

當時銅の相場は日本に於て如何程であつたか。ナホツドの表に據ると、棹銅百斤の直段は西曆

一六五六年、明曆二年 順治十三年 翌一六五七年明曆三年 順治十四年 百十四匁、同一六六一年寛文元年 順治十八年 百十八匁、翌一六

六二年寛文二年 康熙元年 百十九匁、同一六六四年寛文四年 康熙三年 百二十三匁、同一六六五年寛文五年 康熙四年 百二十四匁、同一

六七〇年寛文十年 康熙九年 百二十七匁、其の後、同一六七五年延寶三年 康熙十四年 まで百二十目台を維持し、同一六

七六年延寶四年 康熙十五年 から二十數年間百十九匁から百十八匁五分までの間を維持し、西曆一七〇〇年

元祿十三年 康熙三十九年 百二十三匁六分であつた。これは和蘭人の買直段であつたことは明かである。

ケムプフェル¹⁶⁾は何年のこととも言つてないが、精練された銅を百斤百二十目乃至百二十五匁よ

り下直に買つてはならぬと云ふバタヴキア政府の命令があつたことを述べ、これは精練商の機嫌

15) 崎陽群談第二、南登船唐船阿蘭陀船商賣來山より段々改り來候大略之事
通航一覽卷百五十七、圖書刊行會本二百九十二頁

16) Engelbert Kaempfer, *ibid.*, II, p. 239.

をよくして置き、餘り些細な利益を與へて彼等をして失望せしむるに至らしめほどの考慮に出でたものであると言つて居る。和蘭は銅を百斤百二十五匁で買ったところで非常な利益があつたのである。西曆一六四〇年(寛永十七年)に銀の利益は四プロセントであつたに反し、同一六四七年(正保四年)の銅の利益は九十プロセントであつた。それにも拘はらずナホッドの前掲の表に據ると、出島の和蘭商人は百斤百十八匁で買つて居ることも少なくないのである。長崎會所五册物¹⁷⁾に、和蘭に對する渡銅高増減の沿革を述べ、何時からのことも分からぬが、「右渡銅之儀も百斤に付一斤宛掛入目相渡、買渡直段之儀も百斤に付六十目二分五厘之積を以買渡被仰付候に、會所買入諸山平均直段百斤に付百七十三匁二分程と差引百十二匁九分五厘程出銀價に相成申候」と言つてある。會所買入直段が百七十三匁二分となつたのは文政十年(西曆一八二七年)で、寛政三年(西曆一七九一年)には大阪買入銅諸山平均直段百斤百五十匁であつたのであるが、大阪買入直段百七十三匁二分の時に、和蘭に六十目二分五厘に渡した銅を、大阪買入直段百五十目の時に六十目二分五厘で渡さなかつたとは考へられない。正徳二年(西曆一七一二年)大阪の銅吹屋から江戸幕府に上つた訴狀に據ると大阪の棹銅直段は百四十目で、長崎の賣直段は大體百五匁であつたと云ふことであるが、其の時にも和蘭人には六十目二分五厘で渡したのではないか。和蘭に百斤六十目二分五厘で渡すと云ふことは餘程古くから定められた規則ではなかつたか。然るに

17) 長崎會所五册物卷三、阿蘭陀船商賣方之大意、買渡銅
18) 長崎會所五册物卷二、唐船商賣荷物元拂等大意譯書付二、銅

不思議にもミュンスタルベルヒは長崎會所は幕府から定められた古い規則で和蘭人に一斤百二十五匁で銅を賣渡さなければならなかつたと云ふことを述べて居るのである。¹⁹⁾

„Zur Zeit des Freihandels wurde das Picul ungerinigtes Kupfer zu 6,5 Taels (六百五十匁), gereinigtes zu 8,5 (八百五十匁) verkauft. Dagegen stieg das Preis später wohl aus Mangel an Rohstoff. Der Einkaufspreis wurde später von der Regierung vorgeschrieben und betrug 12,5 Taels (百二十五匁) per Picul, und es wurde von Batavia aus der Befehl erteilt, nicht unter diesen Preise einzukaufen, damit den Raffineuren ein entsprechen der Verlust bliebe.“

Dieselbe (die Geldkammer 會所) war durch alte Gesetze verpflichtet, das Kupfer zu 12,5 Taels (百二十五匁) zu liefern und hielt sich durch die Gegenrechnung bei den angeführten Wärem, ferner durch Zwangskurs des mündlichen wenigen Geldkobans und durch besondere Gratifikationen und Nebeneinnahmen für den Verlust beim Kupfer sciatlos.

何故に幕府は和蘭人に百斤六十目二分五厘と云ふ下直で賣渡す様な規則を定めたかは別問題であるが、和蘭人はそれにも拘はらず、百斤百二十五匁で賣渡さるべき古い規則があつた様に考へて居たと云ふことは不思議と言はなければならぬ。會所が實際百二十五匁にならない直段で賣渡した例があるにしても、それと六十目二分五厘との開きは餘りに大きい。長崎會所五冊物に據ると、六十目二分五厘と大阪買入直段との差額は會所の貿易利益金(出銀)の内から償つて帳簿面を合せて居るのである。然るに實際は百二十五匁、百二十五匁で賣らないまでも百十八九匁で賣つ

19) Oscar Münsterberg, *ibid.*, ss. 280, 281.

て居るのである。これでは會所は利益の二重取をしたことになる。

然るに會所は支那に對しては百斤百十五匁替にて賣渡して居る。長崎會所²⁰⁾五册物に「唐船買渡銅之儀 中略 百斤に付百十五匁替にて買渡被仰付候に付、大阪御買入銅諸山平均直段百斤に付百五十目と差引三十五匁宛償銀相立來候處云々」と言つてある。これは寛政三年の時の記事である。幕府が和蘭に對して百斤六十目二分五厘で賣渡し、支那に對して百斤百十五匁で賣渡す規則を定めたこと云ふことは別問題としても、不思議なことは、ミュンステルベルヒ²¹⁾に、マイラーンに據つて銅の外國に對する賣直段は專賣權の爲めに常に同一直段を維持したが、供給は増加一方の需要に伴はぬ爲め、市價は二倍にもなり、かくて支那人は西曆一七四五年(延享二年)には和蘭人より高價に買入れ、同一七六八年(明和五年)には百斤に付二百四十目で買つたと言つて居ることである。寛政の時でも百十五匁で賣渡して居るのに、それより數十年も前の延享、明和の時に其の倍直以上で二百四十目で賣渡したと云ふことは、これはどう云ふことであらうか。或は會所で和蘭の船員に許して居た所謂協商賣に於て銅の直段を、支那人にも其の直段で賣つて居ると稱して、二百四十目として賣渡したのではないか。

ケムプフェルの時には銅は未だ會所で賣ることにはなつて居なかつた様である。ケムプフェル²²⁾は銅は將軍より之を精練し且つ外國人に賣渡すことを特許されたる組合商人仲間を経て和蘭人に

20) 長崎會所五册物卷二、唐船商賣荷物元拂等大意譯書付二、銅

21) Oscar Münsterberg, *ibid.*, s. 280.—Mijglahn, *Deutsche Ausgabe*, ss. 93, 110.

22) Engelbert Kaempfer, *ibid.*, II, p. 240.

賣渡され、組合商人仲間は之に對して外國事務の監察官たる京都所司代 (Imperial Chief Justice) に毎年銀四百枚 (400 shunks) を献上物として拂はなければならなかつたことを述べて居る。ミ
ュンステルベルヒは²³⁾ケムプフェルに據つたと言つて、此の會社は堺にあつた様に言つて居る。ケ
ムプフェルは²⁴⁾又和蘭通詞等を約して銅商人等との取引を和蘭人に取つて有利な様に奔走せしむる
爲め謝銀として一年銀六貫目から六貫目以上を與へたるに、此等の通詞等は上手に立廻つて銅商
人仲間よりも謝銀としてこれに劣らぬ銀高を受けたことを述べて居る。

寛政二年豫州銅山師泉屋吉次郎²⁵⁾由緒書に、「元祿十四辛巳年、銀座爲加役銅座被仰付、則從銅
座異國人に直賣に相成候に付、古來より私共より異國人に直賣相止之、銅座へ銅賣上申候」と見
えて居る。ケムプフェルの時は即ち銅吹屋仲間から直接に銅を外國人に賣渡したものと考へられ
るが、それが損までして和蘭人に百斤六十目二分五厘、支那人に百斤百十五匁で賣つたとは考へ
られぬ。バタヅキア政府が銅吹屋に相當に儲けさせ、其の機嫌をよくして置く爲め、百二十目乃
至百二十五匁より下直で買つてはならぬと命じたのも此の時頃でないか。然し元祿十四年(西曆
一七〇一年)銅吹屋仲間が異國人直賣を止めてから、幕府は急に和蘭人に百斤六十目二分五厘、
支那人に百斤百十五匁で賣渡すべき規則を發布するに至つたと云ふことも考へられぬ。(未完)

23) Oscar Münsterberg, *ibid.*, p. 277.24) Engelbert Kaempfer, *ibid.*, II, p. 240.

25) 通航一覽卷百五十八、同上三百九頁